

加住小学校地区放課後子ども教室推進委員会規約

(目的)

第1条 本推進委員会(以下〔委員会〕という。)は、小学校の施設を活用して、放課後や夏休みに安全で安心な子ども達の居場所を提供し、遊び、学び、体験の中で健やかな成長を支援するため、市から委託を受け、放課後子ども教室を運営することを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、放課後子ども教室事業に賛同する有志により組織する。

(所在地)

第3条 委員会の所在地は、八王子市立加住小学校内とする。

(事業)

第4条 委員会は、次の事業を行う。

- ① 学習アドバイザーの選定及び配置に関する事
- ② 安全管理員との連絡調整に関する事
- ③ コーディネーターとの連絡調整に関する事
- ④ 講座、教室等の企画、立案、実施に関する事
- ⑤ 学校及び教育委員会との連絡調整に関する事
- ⑥ 参加児童の登録、保険加入、請求事務に関する事
- ⑦ 会計管理に関する事
- ⑧ その他事業の実施に必要と認められる事項

(役員)

第5条 委員会には、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 若干名 |
| ③ 常任委員 | 若干名 |
| ④ 会計 | 1名 |
| ⑤ 会計監査 | 2名 |
| ⑥ 庶務 | 1名 |

(役員を選任)

第6条 役員は、委員会に置いて委員の中から選任する。

(役員職務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- ① 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 常任委員は、委員会の会務を分掌する。
- ④ 会計は、委員会の会計事務を分掌する。
- ⑤ 会計監査は、随時会計監査を行う。
- ⑥ 庶務は、会長の命を受け、会の事務を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第9条 委員会に顧問・相談役を置くことができる。

(報酬)

第10条 委員は、無報酬とする。

(会議)

第11条 委員会の会議は、必要に応じて会長が召集し、議事進行を行う。

第12条 会議は、出席をもって成立し、議決は出席委員の過半数をもって決する。

(会計年度)

第13条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

本規約は、平成19年9月6日から施行する。